

# 舞鶴市後期高齢者医療に関する条例の一部改正の概要

平成30年3月定例会 民生環境委員会  
第27号議案 保険医療課参考資料

## 1 住所地特例

- ① 地域保険である国民健康保険(国保)・後期高齢者医療(後期)の資格は住所地で適用  
国保：市町村単位 後期：都道府県単位
- ② 施設等に入所して、住所が移った者については、特例を設けて前住所地で適用  
理由：施設を抱える保険者(地方公共団体)の保険財政の負担が増加するため

## 2 後期の保険料徴収の事務

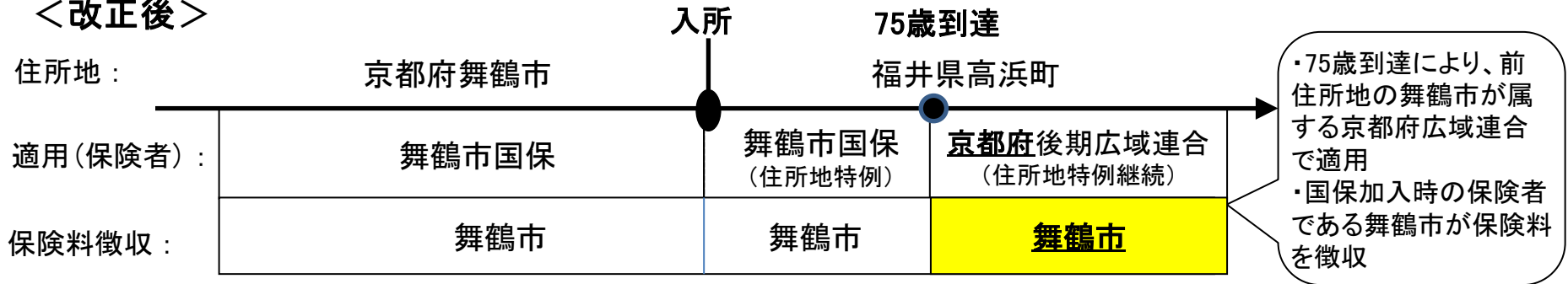
75歳に到達すると、被用者保険、国保にかかわらず後期に加入し、都道府県ごとに設置される広域連合で適用するが、保険料徴収は市町村の事務であり、その対象者の範囲を市の条例で規定

## 3 国保の住所地特例者が75歳到達により後期に移行する場合の見直し

- ① 現行：後期の住所地特例が適用されないため、施設所在地の広域連合において適用
- ② 改正後：前住所地の市町村が属する都道府県の広域連合において適用

## 4 3の見直しに伴い、住所地特例を継続する者を保険料徴収対象者に追加

### <改正後>



### <現行>

